

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 地籍調査事業計画の変更 (地域復興支援課) 一
 - 平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部改正 (情報政策課) 一
 - 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
 - 救急医療機関の認定 (医療政策課) 二
 - 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課) 二
 - 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (同) 二
 - 保安林の指定 (森林整備課) 二
 - 保安林の指定の解除の予定 (同) 三
 - 保安林の指定の解除 (同) 三
 - 海岸保全区域の変更 (水産業基盤整備課) 三
- 公安委員会
- 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 四
 - 警備法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 四
- 告示
- 宮城県告示第九十六号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條の三第二項の規定により、平成二十九年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称

大崎市

二 調査地域

古川長岡字新関太郎等八十二単位区域(数値情報化)

変更後 古川長岡字茂木前等八十二単位区域(数値情報化)

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第九十七号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部を次のように改正し、平成三十年二月一日から施行する。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 九中「並びに第五十條第一項及び第二項」を「第五十條第一項及び第二項、第九十三條並びに第九十九條第一項、第二項及び第四項」に改める。

○宮城県告示第九十八号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八條第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	コミック	やたもも2 57641181	株式会社竹書房
二	コミック	やたもも3 57641182	株式会社竹書房
三	雑誌	エキサイティングマックス!1月号 0209111	株式会社ぶんか社

四	雑誌	実話ナックルズ月刊1月号 04877-1	ミリオン出版株式会社
五	書籍	ググってはいけない禁断の言葉 ISBN978-4-86537-091-1	株式会社鉄人社
六	雑誌	裏モノJAPAN1月号 01805-01	株式会社鉄人社
七	書籍	ヤバイ悪グズ250 ISBN978-4-86537-105-1	株式会社鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が一から三の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、四の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発し、五の図書類にあつては甚だしく残忍性を有し、六から七の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第千九十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公立加美病院	色麻町四電字杉成九番地	平成二十九年十二月十三日	平成三十二年十二月十二日

○宮城県告示第千百号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月十五日から施行する。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表東松島市区域（宮城県漁業協同組合の鳴瀬支所の地区）の項中

「1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業」

2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業
3. 小型定置漁業

「1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して白魚をとることを目的とする漁業
3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
4. 小型定置漁業」

○宮城県告示第千一百一十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の雄勝支所の地区のうち和地区及び沼尻の区域	平成二十九年十二月四日	石巻市雄勝町小島字和田七十四 佐藤 一 石巻市雄勝町明神字沼尻二十三 英法 阿久津	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第百九十九号）第百九十八条の四に規定するほたて貝養殖業	二人

○宮城県告示第千一百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

石巻市十八成浜葉ノ木沢二七、二八、二九の一、三〇、三三の一・三三の三・三四の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る)、四一の一、四二の一、五二、太田山四の五、大嵐山四の四、清崎山一の一六、一の一八、一の三三、一の七三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第千百三三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

加美郡加美町字鹿原田谷地一の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第千百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町手樽字軽地一四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第千百五号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和五十二年宮城県告示第百八十四号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十九年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地区 海岸名	
仙台湾沿 岸	月浜漁港 海岸	月浜地区 海岸	次に掲げるイ点からカ点までを順次結んだ直線及びイ点とカ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点、東松島市宮戸、金属標(F-11)北緯三八度一九分二八・四四一九〇秒、東経一四一度〇九分二六・〇一七五六秒 イ点 基点A点から三五八度二三分三九秒一一・五九メートルの地点 ロ点 イ点から一五六度〇〇分〇秒八五・〇〇メートルの地点 ハ点 口点から五六度〇〇分〇秒七〇・〇〇メートルの地点 ニ点 八点から一三度〇六分一三秒四〇・一八メートルの地点 ホ点 七点から一七一度〇〇分〇三秒一四九・二一メートルの地点 ヘ点 六点から二七四度一五分〇〇秒一二〇・〇〇メートルの地点 ト点 八点から三五五度〇〇分〇秒七〇・〇〇メートル

	の地点 チ点 ト点 チ点 チ点 チ点 チ点 チ点 カ点 チ点 地点	から二四四度〇〇分〇〇秒六〇・〇〇メートル から二〇〇度〇〇分〇〇秒九〇・〇〇メートル から二八〇度二七分二四秒一〇九・〇三メートル から二二度三〇分〇〇秒一四八・〇〇メートル
--	-----------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第11号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月15日

宮城県公安委員長 森山 博

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置	別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置
警察署名 名称 位置	警察署名 名称 位置
(略)	(略)
富谷市富谷 一枚沖46番 地1	富谷市富谷 高屋敷50番 地1
(略)	(略)
別表第2・別表第3 別表第4（第4条関係） 仙台中央警察署～大和警察署 石巻警察署	別表第2・別表第3 別表第4（第4条関係） 仙台中央警察署～大和警察署 石巻警察署
名称 受持区域	名称 受持区域
(略)	(略)
石巻市のうち	石巻市のうち

気仙沼警察署～亘理警察署 (略)	気仙沼警察署～亘理警察署 (略)
蕨平一丁目から蕨平五丁目まで、あけぼの三丁目からあけぼの北一丁目、あけぼの北二丁目、向陽町一丁目から向陽町五丁目まで、新境町一丁目、新境町二丁目、 、蛇田、丸井戸一丁目から丸井戸三丁目まで、恵み野一丁目から恵み野六丁目まで、わかば一丁目からわかば三丁目まで	蕨平一丁目から蕨平五丁目まで、あけぼの三丁目からあけぼの北一丁目、あけぼの北二丁目、向陽町一丁目から向陽町五丁目まで、新境町一丁目、新境町二丁目、のぞみ野一丁目からのぞみ野五丁目まで、蛇田、丸井戸一丁目から丸井戸三丁目まで、恵み野一丁目から恵み野六丁目まで、わかば一丁目からわかば三丁目まで

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第4の改正規定は公布の日から、別表第1の改正規定は平成29年12月21日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第170号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
平成29年12月15日

宮城県公安委員長 森山 博

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）
- (2) 実施期間

平成30年1月31日（水）から2月9日（金）までの上、日曜日を除く8日間

講習区分	実施日									計
	31日 (水)	1日 (木)	2日 (金)	5日 (月)	6日 (火)	7日 (水)	8日 (木)	9日 (金)		
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	○	7日間
	4号	○	○	○			○	○	○	6日間
追加取得講習	3号				○					3日間
	4号							○	○	2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習 (3号警備業務)

1月31日から2月6日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、8日は午前9時30分から午後0時20分までとし、9日は午前9時20分から修了考査を実施する。

イ 新規取得講習 (4号警備業務)

1月31日から2月2日及び7日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、8日は午前9時30分から午後3時50分までとし、9日は午前9時20分から修了考査を実施する。

ウ 追加取得講習 (3号警備業務)

2月5日、6日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、8日は午後4時から修了考査を実施する。

エ 追加取得講習 (4号警備業務)

2月7日は午前9時30分から午後4時50分まで、8日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号警備業務新規取得講習及び追加取得講習、4号警備業務新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～(オ)のいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、電話での受付は1回につき1人とする。

(2) 受付期間

平成30年1月9日（火）から同月15日（月）までの上、日曜日を除く5日間（1月9日から12日まで）は午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

- (1) 受付期間
平成30年1月16日（火）から同月22日（月）までの上、日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）
- (2) 申込書の提出先
事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

- ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通
- イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）
- ウ 受講対象者に該当することを陳明する書面 1通
- エ 前記4-1-1-アに該当する者
最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- オ 前記4-1-1-イに該当する者
1級検定の合格証明書の写し
- カ 前記4-1-1-ウに該当する者
2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書
- キ 前記4-1-1-エに該当する者
旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し
- ク 前記4-1-1-オに該当する者
旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙に

より、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課
（電話番号022-221-7171 内線3054、3055）